

7つのテーマで考える大学設置基準等改正を踏まえた対応検討シート

1 実施方法

検討にあたっては、「質問」よりも左側の列の情報を参考にしてみましょう。

自分の考えが整理できたら、他の職員と共有し、自大学の対応方法について一緒に考えてみましょう。

→近隣や交流のある大学と一緒にSDとして実施するとより効果的です。

2 事前準備

以下の情報を手元に用意すると考えをまとめやすいです。

- ・学則
- ・3つのポリシー
- ・学事暦
- ・履修要綱
- ・TA等のルール

大学教務実践研究会第10回大会 分科会 1a

論点整理「今後の対応を考えるための7つのテーマ」

◆職場での実践例

別紙資料

テーマ	改正前の設置基準	改正後の設置基準	改正の趣旨	解釈通知等	学則等学内規程の確認	その他、参考情報	質問	自分のアイデア
1 教育研究実施組織	<p>第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。</p>	<p>第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p>	<p>教員と事務職員等の関係や組織の機能を一体的に規定することで、教員と事務職員等相互の協働を前提とした役割分担や、組織的な連携体制の確保等による、教育研究活動から厚生補導まで含めた教職協働の実質化が促進され、より教育研究活動のより一層の質の向上を期するもの。</p>	<p>【通知 P 25】</p> <p>・教員や事務職員等の役割や連携について、学内の規程等に明記</p>	<p>・既存の学則等学内規程に、教員や事務職員等の役割や連携について該当するものが存在するか？</p>	<p>【解説資料P67】</p> <p>教員・学生が共に所属する教育研究一体型の学部を置く形態だけではなく、教員と学生の所属組織が異なる「教教分離」などの多様な教育研究組織の編制が可能</p>	<p>教員と事務職員等の役割が不明瞭であることが課題と感じている事項を考えられるだけ書き出し、その緩和策を考えてください。</p> <p><回答の例></p> <p>非常勤講師が担当する授業科目の成績に関する苦情を誰が最後まで対応すべきかが曖昧</p> <p>→成績評価の最終責任者は誰なのかを規定で明確にする</p>	

<p>2 基幹教員制度</p>	<p>第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。</p>	<p>第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単元以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p>	<p>太学教育の基本的な単位である学位プログラムの編成、実施や改善等を担う教員の責任制の明確化を図るとともに、教員が十分に養成されていない成長分野等において、民間企業からの実務家教員の登用の促進や、複数大学等でのクロスアポイントメントによる人材確保を特に期するもの。</p>	<p>【通知 P26】 「<u>主要授業科目</u>とは、<u>学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を育成するために必要な科目群であり、各授業科目のうちいずれが主要授業科目に当たるかは、当該授業科目と3つのポリシーとの関係性を踏まえ、各大学等で判断するものであること</u>。なお、当該判断に当たっては、大学設置基準上、授業科目は必修科目、選択科目及び自由科目に分けて教育課程を編成することとされていることも踏まえ、各教育課程上のこれらの区分別の科目の位置づけも勘案すること。</p> <p>【QA 9】 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員とは、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、<u>構成員として直接的かつ実質的に参画する教員</u>です。</p> <p>【QA 10】 基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての審議を行う会議への参画実態がないにもかかわらず、<u>形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該審議に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはなりません。</u></p> <p>【QA 9】 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員とは、各大学等が設置する教授会や教務委員会等の、教育課程の編成や学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等についての審議を行う会議に、<u>構成員として直接的かつ実質的に参画する教員</u>です。</p> <p>【QA 10】 基幹教員の要件を形式的に充足することのみを目的として、教育課程の編成等についての審議を行う会議への参画実態がないにもかかわらず、<u>形式的に当該会議の構成員に加えたり、当該審議に実質上は関与しない会議を設けたりする場合には、基幹教員の要件を満たすことにはなりません。</u> F22:F23</p>	<p>・《基幹教員制度を選択した場合》教員に関する規程全体のブラッシュアップは必要</p> <p>・主要授業科目をどこで明示するか？</p> <p>・《基幹教員制度を選択した場合》特に大規模部局における教授会・教務委員会で代議委員会のような形式をとっている場合、基幹教員全員が実質的に参加する仕組みとなっているか？</p>	<p>【「出口における質保証」について（審議経過メモ）（中教審大学振興部会第7回配付資料）】 大学教育の質保証に向けた取組が進展する一方で、改善に真摯に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘や、<u>改善の取組が単に認証評価への対応等のための形式的・表面的なものに留まっており、学修者本位の教育の実現や授業科目レベルでの教育の改善にはつながらない</u>という指摘もある。</p> <p>【教学マネジメント指針】 DPに則した最適な教育を提供するためには、学位プログラムにおける個々の授業科目を担当する個々の教員が同方針そのものや個々の授業科目との関係を理解・認識することや、個々の教員に対し大学の教員に一般に求められる基礎的な知識・技能及び学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのF D・S Dが確実に実施されることが必要である。</p> <p>【質保証システム部会審議まとめ（令和4年3月）】 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において（1）「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例（2）学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であつて全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。</p>	<p>質問2-1 必修科目でありながら、同一曜日・時間に多数のクラスを開講していることから大半のクラスは基幹教員ではなく非常勤講師に担当してもらっていると思います。このようなケースの場合、どのような対応が考えられるでしょうか。</p> <p>質問2-2 改正の趣旨を踏まえ、今後の自大学における主要授業科目の定義を考えてみてください。</p>	
-----------------	--	---	---	--	---	--	---	--

3	指導補助者	なし	<p>第八条 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、<u>十分な教育効果</u>を上げることができると認められる場合は、<u>当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</u></p> <p>第十一条 3 大学は、<u>指導補助者（教員を除く。）</u>に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>大学の学生その他の大学等が定める者に授業を補助させることができる旨などを確認的に規定することで、いわゆる<u>TA等の指導補助者の授業への参画を促進し、学生へのより手厚い指導体制を確保することを通じ、大学教育等のより一層の質の向上を期するもの。</u></p>	<p>【通知P28-29】 ・授業の一部とは、1回の授業の全部を担当することも許容される ・授業科目における大半の授業を指導補助者が担当することは原則として想定されないものであり、望ましくない ・各大学等は、<u>授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等について、あらかじめ学内の規程等に明記</u> ・<u>授業担当教員の役割については、授業時間ごとの指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等を想定</u></p>	<p>・既存の学則等学内規程に、授業担当教員と指導補助者の責任関係や具体的な役割分担等に関するものが存在するか？ ・TA等研修義務化をふまえ、研修受講歴などの管理方法はどうか？</p>	<p>【教学マネジメント指針】 各大学は、自らが定める大学全体としての教育理念やDPを踏まえ、自学が目指す教育を提供するために教職員に必要な資質・能力を特定して望ましい教職員像を定義する必要がある。</p> <p>学部の授業では指導補助者（TA等）が1回の授業の全部を担当することも可能となりました。これに伴い、①指導補助者に対する研修の義務化、②授業担当教員と指導補助者の責任関係や役割分担等を学内規程等への明記、③指導補助者が不当に不利益を被らないような配慮を行うことが大学には求められています。さて、現状の制度や規程等でこれに対応できているでしょうか。 <対応できていると考える場合> 対応している事例を簡単に書き出してください。 <対応できていないと考える場合> 具体的に何を見直すべきでしょうか。</p>	
4	単位の計算方法	<p>第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一（講義及び演習は15～30時間で1単位） 二（実験、実習及び実技は30～45時間で1単位 ただし、芸術等） 三（二以上の方法の併用は、大学が定める時間の授業をもって1単位） 四（卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目）</p>	<p>第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、<u>おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。</u>ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 3（卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目）</p>	<p>1単位の授業科目について、授業時間外の学修時間も含めた45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするは維持しつつ、<u>授業方法別に必要な授業時間数の基準を定めた規定を廃止することにより、様々な授業方法を組み合わせた授業科目の設定をより柔軟に行い得るようにすること</u>を期するもの。</p>	<p>【通知P29】 ・引き続き、シラバス等には、講義や演習、実習等の授業方法についてわかりやすく示す必要がある。複数の授業方法を組み合わせる場合も同様 【QA 43】 従前1単位当たり30時間の授業を要するものとして算定していた実習科目を、1単位当たり15時間の授業とすることも可能/既設の授業科目の授業時間数を変更する場合にも、1単位当たりに必要となる学修時間が引き続き確保されるよう留意が必要であるとともに、「<u>教学マネジメント指針</u>」（令和2年1月22日中央教育審議会大学分科会）において、<u>事前学修及び事後学修の内容についてはシラバスに盛り込む必要があると記載されているほか、これらに必要な学修時間の目安を示すことも考えられます。</u></p>	<p>・改正前規定を学則に引用している場合、大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討 *直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態になるものではない。</p>	<p>【解説資料P68】 遠隔授業は60単位（約2年相当）まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能</p> <p>質問4-1 文科省QA43では「従前1単位当たり30時間の授業を要するものとして算定していた実習科目を、1単位当たり15時間の授業とすることも可能」としていますが、これは一体何を变えたとこのようなことが実務上可能なのでしょうか。以下のキーワードを活用して考えてみてください。 授業時間と授業外学修時間 学則に定める授業時間数</p> <p>質問4-2 改正前規定を学則に引用している場合、大学としての考え方を再整理する（例 授業方法によらず「15時間の授業で1単位を標準とする」）ことを求めています。整理をした結果、単位数を変えることについて大学教務としてのメリットとデメリットを考えてください。</p>	

5	アカデミックカレンダー	<p>第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p> <p>第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。</p>	<p>第二十二条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p> <p>第二十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>国際化を通じた教育研究力の向上策の観点から、<u>学事歴の多様化・柔軟化の促進が要請されている</u>ことを踏まえ、<u>授業期間を10週又は15週を原則とする</u>ことを改め、8週、10週、15週を例示しつつ、大学の判断により多様な期間が設定できること等を明確化したもの。</p>	<p>【通知P29】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位修得に必要な授業時間数に、いわゆる定期試験に相当する試験は想定されない ・1年間の授業期間中に定期試験等の期間を定めることは従前と変わらない 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前規定を学則に引用している場合、大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討 *直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態になるものではない。 	<p>【<u>教学マネジメント指針</u>】</p> <p>同時に履修する授業科目が過多であることにより、学生が授業内外の学修に集中できなければ、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を満たすことが困難となる。</p> <p>学生が同時に履修する授業科目数についても、大胆に絞り込みを進めていくことが求められる。</p> <p><u>学事歴の柔軟な運用による授業科目の選抜回数実施に向けた検討に早急に着手</u>していくことが求められる。</p> <p>【ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言） 令和3年6月3日 教育再生実行会議】</p> <p>大学は「<u>教学マネジメント指針</u>」に基づく<u>細分化された授業科目の統合や、<u>学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込み策の改善を図ることが求められます。</u></u></p> <p>【<u>機関別認証評価の過去の指摘事項の例</u>】</p> <p>授業期間を13週とし、不足する授業時間を2週分のアクティブ・ラーニングによる学習によって補うという●●版クォーター制において、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。</p> <p>シラバスにおいて、アクティブ・ラーニング授業回における学習方法の特定が不十分な場合が多い。また、●●版クォーター制による教育効果を教員に対するアンケート等により把握する試みは見られるものの、それらの結果に基づく改善の取組が十分に行われておらず、15週にわたる期間を単位として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果の組織的な検証が不十分である。</p>	<p>質問5-1</p> <p>90分授業を15週間実施している大学が、8週間に変更する場合、授業時間は何分にすることが考えられますか。</p> <p>質問5-2</p> <p>文科省の解説資料では、大半の授業科目を週2回（例 月・木や2コマ連続）実施にすることで15週を8週に短縮することが可能であるとされています。授業を週2回実施することの障壁を考えられるだけ書き出し、その緩和策を考えてください。</p> <p>質問5-3</p> <p>左記は改正前の基準に照らして指摘されたものですが、現行基準においても学ぶことの多い指摘事項です。指摘を受けないようにするためにはどのような対策が考えられるでしょうか。</p>	
---	-------------	--	---	---	---	---	--	---	--

6	学修成果と単位授与	第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、 <u>試験の上</u> 単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。	第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	改正前の規定について、従来、当該規定上の「試験」には、レポート等の多様な学修評価方法を含むと解釈できていることを踏まえ、 <u>当該規定を削除するとともに、多様な学修評価方法により単位を与えることを明確化したもの。</u>	【通知P29】 ・単位の授与にあたっては、各大学における <u>厳格な成績評価が求められること</u> に留意	・改正前規定を学則に引用している場合、大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討 *直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態になるものではない。	【教学マネジメント指針】 ・成績評価の信頼性を確保することは、大学教育の質保証の根幹であり、学修成果・教育成果の把握・可視化を適切に行う上で前提であることには改めて留意する必要がある。 ・(学位プログラム毎)各授業科目において、あらかじめ定められた成績評価基準を踏まえて意図されたおりの成績評価が行われているかを事後的に検証する仕組みを作ることも重要であることに留意する必要がある。 ・個々の授業科目においては、その到達目標に応じた適切な成績評価手法が選択され、定量的又は定性的な根拠に基づいた厳格な成績評価が実施されることが求められる。	成績評価の適正かつ厳格化については、機関別認証評価の点検項目でもあるため、各大学で仕組みは整備されてきた(例 成績分布を公表する)。しかし、その対応には教務事務の負担ばかりが増えて、あまり効果の期待できないものもあるようです。成績評価の適切かつ厳格化のための対策を「効果のあるもの」と「あまり期待できないもの」に分類し、あまり効果が期待できないものについては、なぜ効果が期待できないのかを考えてみてください。 <回答の例> ・期待できない 成績分布をWEBに公開するだけ 教員集団で議論をしないため、けん制効果が限定的むしろ、学生に「楽勝科目」を周知している状況
7	卒業要件の明確化	第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。	第三十二条 卒業の要件は、百二十四単位以上を修得することのほか、 <u>大学が定めることとする。</u>	改正前の「4年」とは、厳密に丸4年間の在学を求める趣旨とは解されないことから、その文言を削除するなどの改正を行うこととした。 今回の改正は、修業年限は厳密に丸4年間在学することを求めるものではないことを明確化するものですが、これにより、いわゆる9月入学をした学生が、学期の区分に従い、7月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、同じ年の9月に海外の大学院に進学するといったことについては、解釈上の疑義を生じることなく可能となります。この場合も、学校教育法施行規則の規定に基づき、学年の途中における学生の入学及び卒業は、学期の区分に従いこれをさせることとなっていることや学年や学期等に関する事項は学則への記載が必要であることに留意が必要	【通知P31】 「 <u>大学が定める</u> 」とは、 <u>各大学等が定める「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて、学生の卒業の認定や学位の授与がなされることを念頭としたもの</u> 【QA 47】 今回の改正は、修業年限は厳密に丸4年間在学することを求めるものではないことを明確化するものですが、これにより、いわゆる9月入学をした学生が、学期の区分に従い、7月に大学を卒業し、サマースクールに参加後、同じ年の9月に海外の大学院に進学するといったことについては、解釈上の疑義を生じることなく可能となります。この場合も、学校教育法施行規則の規定に基づき、学年の途中における学生の入学及び卒業は、学期の区分に従いこれをさせることとなっていることや学年や学期等に関する事項は学則への記載が必要であることに留意が必要	・改正前規定を学則に引用している場合、大学としての考え方を再整理するとともに、学則改正の要否について検討 *直ちに学則改正を行わない場合であっても、法令違反状態になるものではない。	【「新しい時代に対応した大学教育改革の推進-主体的な学修を通じた多様な人材の育成に向けて-」(令和4年1月 経団連提言)】 DPIに基づき、卒業までに身につけるべき最低限の資質・能力の水準に達していない学生には卒業を認めないなど、 <u>卒業要件の厳格化を図る必要がある。</u> 【「出口における質保証」について(審議経過メモ)(中教審大学振興部会第7回配付資料)】 こうした産業界等からの要請に加えて、学位の国際通用性の確保や相互承認に向けた国際的な高等教育の質保証の取組においても大学教育のアウトカムに着目した評価に基づく質保証が重視されており、 <u>高等教育のグローバル化の進展に伴って「出口における質保証」に対する要請が高まっていると捉えることができる。</u>	「大学が定める」により、卒業判定は修得単位数(修得主義といいますが)だけでなく、大学の裁量でDPも用いることも可能であるということが明確に示されました。DPに記載されている項目を1つ取り上げ(例 勤務先の学部)、教務事務部門が収集可能なデータ等で、卒業可否を機械的に判定できる可能性のある項目はありますか。また、それを本当に導入する場合、教務事務部門として想定しておくべきリスクと対応策を考えてください。 <回答の例> 現代社会における国内外の諸問題に鋭く関心を寄せ、適切な研究テーマを設定できる。 →卒業論文を必修 →リスク あるゼミでは卒業論文のテーマが過去3年間類似し続けており適切な研究テーマ設定とは言い難いと第三者から公開で指摘される可能性がある。ゼミの質を担保する仕組みが必要。